

「選定療養に導入すべき事例等に関する提案・意見募集」の
結果を踏まえた関係告示・通知の改正について
(案)

- 中医協においては、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に基づき、関係学会・医療関係団体・国民から、選定療養に追加すべきものに関する提案・現行の選定療養の類型の見直しに関する意見の募集を行い、この結果を踏まえた対応案について、本年1月29日の総会において御議論いただいたところ。
- 前回の議論を踏まえ、また、平成28年度診療報酬における個別の技術の保険適用等の状況を踏まえ、改めて事務局において検討を行い、対応を行うことが考えられるものについて、以下のとおり整理した。
 - 1 「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」（告示）並びに「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」（医療課長通知）の改正
（既存の選定療養の類型内における範囲の拡大や内容の明確化を行うもの）
 - ・ 「特別の療養環境の提供」に係る「差額診察室」の創設
（概要）特別の療養環境を有する診察室の提供
（対応案）透析治療等、長時間にわたり行われる治療について、個室等の特別の療養環境において提供する場合について、医学的な必要性は生じていないこと等一定の条件を満たす場合に特別の料金を徴収することを認めてはどうか。
 - ・ 「予約診療」に係る特別な時間の予約診療
（概要）夜間、土日等や診療時間内の特別な時間枠での予約診療の実施
（対応案）現行制度でも対応可能である旨を明確化してはどうか。
 - ・ 「回数制限を超える医療行為」に係る腫瘍マーカー検査の範囲拡大
（概要）現在認められている腫瘍マーカー（AFP、CEA）以外への対象拡大
（対応案）比較的頻繁に測定され、特異度が高いPSA、CA19-9について、新たに追加してはどうか。

2 「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（医療課長通知）の改正
（「療養の給付と直接関係ないサービス」として明確化するもの）

・ タミフル、リレンザ等の予防投与

（概要）入院中の患者等について、治療中の疾病又は負傷に対する医療行為とは別に、
タミフル、リレンザ等の感染症の予防に適応を持つ医薬品の投与を行うもの
（対応案）既にインフルエンザ等の予防接種は「療養の給付と直接関係ないサービス等」
として位置づけられており、同様の取扱いであることを明確化してはどうか。

・ 検査の当日キャンセル料

（概要）高額な薬剤の準備が必要なPET等の検査について、患者の都合で急にキャンセルとなった場合に、薬剤料相当分の徴収を行うもの
（対応案）検査に要する薬剤料等について、キャンセルに伴い保険医療機関等に逸失利益が生じた場合に、現に生じた物品等に係る損害の範囲内において、患者側への十分な情報提供及び同意等の適正な手続により費用徴収を行うことについて、療養の給付と直接関係ないサービス等として明確化してはどうか。

・ 院内託児所の使用料

（概要）患者、患者家族等の院内託児所等の使用料
（対応案）療養の給付と直接関係ないサービス等として明確化してはどうか。

・ がん患者等を対象とした美容・整容等の支援

（概要）がん患者等に対し、かつらの貸与や化粧の方法等についての講習等を行うもの
（対応案）療養の給付と直接関係ないサービス等として明確化してはどうか。

・ 糖尿病患者等を対象としたがん検診等

（概要）糖尿病患者等について、定期的な受診の際にがん検診等を実施するもの
（対応案）検診として、治療中の疾病又は負傷に対する医療行為とは別に実施する場合には、療養の給付と直接関係ないサービス等として位置づけられるのではないかと。ただし、治療の実施上がんの疑いがあることについて相当の蓋然性がある場合には療養の給付として取り扱われることになるのではないかと。

・ 義歯に対する名入れ（デンチャーマーキング）

（概要）義歯に個人の氏名等を判別するための刻印やプレートの挿入を行うもの
（対応案）療養の給付と直接関係ないサービス等として明確化してはどうか。